

令和4年1月21日

保護者の皆様

茅ヶ崎市教育委員会

感染拡大期における学校で児童・生徒の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

日頃より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

1月7日以降の学校再開後、オミクロン株による影響とみられる感染拡大の状況下にある市内の感染状況を踏まえまして、感染拡大期における、学校で感染者が発生した場合の対応や、臨時休業(学級・学年閉鎖を含む)の基準について次のとおり整理いたしました。

1 学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

お子様が感染者もしくは濃厚接触者となった場合、速やかに学校へ報告していただきますようお願いいたします。

また、迅速に対応するために、お子様が感染者となった場合は、学校より感染状況や学校での過ごし方等についてお聞きいたします。お聞きした内容については、プライバシーに十分に配慮して取り扱いたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校における新しい生活様式の定着に向けて～(茅ヶ崎市教育委員会)」に基づき、新しい生活様式の定着に向けて、「安全」と「学び」を両立させていくための取組を実施しております。

学校では、まずは基本的な対応を重点的に行い、その他の個別対応については、児童・生徒数や施設の状況に応じて各校が可能な対応を行いますので、御理解御協力の程よろしくお願いいたします。

2 臨時休業について

児童・生徒等に感染者が発生した場合の学校の臨時休業実施の判断について、次のように整理いたしました。なお、臨時休業を実施する際は、緊急連絡メールにてお知らせします。

【感染者が発生し、濃厚接触者の特定が完了するまでの間】

学校内に感染者が発生した場合、濃厚接触者の特定に係る期間について、状況に応じて臨時休業をする場合がございます。また、授業時間中の下校を実施し、それに伴う引き取り等の対応をお願いする場合がございます。

【濃厚接触者の特定後の臨時休業について】

学校内で感染者が判明し、学校内の感染状況が、裏面の臨時休業の条件にあたる場合は、原則5日間の臨時休業の実施します(濃厚接触者がいない場合も含む)。臨時休業の実施決定以降は、その対象の児童・生徒については不要不急の外出や児童クラブの登所を控える等の行動自粛をお願いいたします。

(裏面へ)

臨時休業の条件

〈学級閉鎖〉

以下①～④の状況に該当するかを目安に、個々の感染者の状況や、地域の感染状況を踏まえ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において、感染経路不明の複数の児童・生徒が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、その感染者に由来する濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者と学校で協議し、必要と判断した場合
- ※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除きます。

〈学年閉鎖〉

半数以上の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

〈学校全体の臨時休業〉

全学年の半数以上の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされております。

各学校においては、今後、このような状況が長期化することも視野に入れながら、強い緊張感を持って、感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。また、各家庭におかれましても引き続き、家庭内での感染防止対策にお取り組みいただくとともに、不要な外出をしないことなど、お子様への声かけをお願いいたします。

3 学校における教育活動に係る暫定的措置の延長について

1月17日（月）より学校の行動基準についてレベル3に引き上げるとともに、1月15日（土）～21日（金）までの1週間、学校における教育活動について従来の「レベル3」にさらなる制限を加える等した暫定的措置の下、実施しているところです。

今後、県のまん延防止等重点措置が、1月21日（金）～2月13日（日）の期間で適用されることから、本暫定的措置について、2月13日（日）まで延長することといたします。

【暫定措置の内容】

現在の感染拡大がオミクロン株の影響であると想定した際、学校全体での臨時休業等を避けるため、スピード感を持って対応する必要があることから、教科活動・部活動等について、従来のレベル3をベースとしつつ、さらに制限を加えた暫定的措置の下、実施します。暫定的措置の内容といたしましては、これまでのレベル3の基準であった一斉音読、鍵盤ハーモニカ、リコーダー演奏等の制限に加え、休日における部活動の休止（既に予定されている大会等は除く）、対面での会話を伴う教育活動、学年集会、異学年交流、密集を伴う運動を行わないことなどとするものです。

事務担当 茅ヶ崎市教育委員会 電話：0467-82-1111
学務課保健給食担当（内線 3321、3375）
学校教育指導課指導担当（内線 3331～3333）